

# 食品中の放射性物質の 基準値と検査について

神戸市保健福祉局健康部  
生活衛生課

## ■ 食品の暫定規制値の考え方等について

○食品衛生法に基づく放射性物質に関する現行の暫定規制値については、原子力安全委員会が、原子力発電所事故等を想定した「原子力施設等の防災対策について」の中で示している「飲食物摂取制限に関する指標」に沿って、以下の考え方により設定されている。

- ①食品からの被ばくに対する年間の許容線量を放射性セシウムについては、5 mSvと設定し、食品カテゴリーごとに割当てを行う。
- ②汚染された食品を食べ続けた場合等の前提条件を置いた上で、設定した線量を超えないよう、食品カテゴリーごとの摂取量等をもとに、規制値 (Bq/kg)を算出。

※成人、幼児、乳児それぞれの摂取量や感受性にも配慮し、年代別に得られた限度値の中で最も厳しい数値を全年齢に適用。

### 例) 現行の暫定規制値における、放射性セシウムに係る規制値の設定方法

許容線量 5ミリシーベルト/年	食品カテゴリー	年代別に摂取量と感受性を考慮し限度値(Bq/kg)を算出				規制値
		成人	幼児	乳児	最小値	
↓ 各食品カテゴリーに 1ミリシーベルトずつ割当て	1mSv 飲料水	201	421	228	201	200Bq/kg
	1mSv 牛乳・乳製品	1660	843	270	270	200Bq/kg
	1mSv 野菜類	554	1686	1540	554	500Bq/kg
	1mSv 穀類	1110	3830	2940	1110	500Bq/kg
	1mSv 肉・卵・魚・その他	664	4010	3234	664	500Bq/kg



Ministry of Health, Labour and Welfare

1

## ■ 食品の新たな基準値の設定について

### 1. 見直しの考え方

- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

### 2. 基準値の見直しの内容

(新基準値は平成24年4月施行予定。一部品目については経過措置を適用。)

#### ○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

#### ○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定



Ministry of Health, Labour and Welfare

2

## ■ 規制対象とする放射性核種の考え方について①

### ● 規制の対象とする核種

規制の対象は、福島原発事故により放出した放射性核種のうち、原子力安全・保安院がその放出量の試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の放射性核種全体（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）とする。

※半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値は設定しない。

規制対象核種	(物理的)半減期
セシウム134	21年
セシウム137	30年
ストロンチウム90	29年
プルトニウム	14年～
ルテニウム106	367日

## ■ 経過措置の設定について

- 新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。



## ■ 食品中の放射性物質への対応

### ● これまでの対応

- 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定  
原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定 (23年3月17日)

### ■ 食品中の放射性物質に関する検査

地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日)  
(検査実施状況: 89,786件、うち暫定規制値超過1,048件) (1月11日時点)  
※ 現在では、放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている

### ■ 暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄 (23年3月19日～)

### ■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】  
検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示 (23年3月21日～)

### ■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】  
解除の条件 (放射性セシウム)  
【直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下】

### ＜食品中の放射性物質の暫定規制値＞

品名	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値 (ベクレル/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 (注2)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)、 魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類 肉・卵・魚・その他	

注1) コラン、フルトニウム及びランタニウム系のアルファ放射線については、暫定規制値が別途定められている。  
注2) 1.0ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調乳及び産婦人科に供する乳に使用しないよう指導することとしている。

### ＜出荷制限の対象となっている食品 (1月10日時点)＞

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木メコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、たけのこ、くまてつ(ごごみ)、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23年産)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、アユ(養殖を除く。)、イノシシ肉、クマ肉等(注)
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培)、茶(注) イノシシ肉(注)
栃木県	(一部地域) 茶、原木シイタケ(露地栽培)、原木メコ(露地栽培)(注) 牛肉(注)、イノシシ肉(注)、シカ肉
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培)、茶
神奈川県	(一部地域) 茶
群馬県	(一部地域) 茶
宮城県	(全域) 牛肉(注)
岩手県	(全域) 牛肉(注)

注) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

## ■ 食品中の放射性物質の検査について（1）

### I. 検査の計画

#### 原子力災害対策本部において策定

- 対象自治体（17都県）
- 対象品目
  - ・これまで暫定規制値を超えた食品
  - ・摂取量の多い食品
  - ・出荷制限の解除後の品目
  - ・生産状況による主要農産物
  - ・市場流通品 等
- 対象区域 ⇒環境モニタリングの結果等を勘案
- 検査頻度 ⇒検出状況に応じて強化



各都道府県に対し、検査計画の策定、  
検査の実施を通知  
(対象以外の自治体における検査の実施を含む)



Ministry of Health, Labour and Welfare

3

## ■ 食品中の放射性物質の検査について（2）

### II. 検査の実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法  
← 平成23年7月、検査の迅速化・効率化のため導入

<測定の流れ>



牛肉



生茶



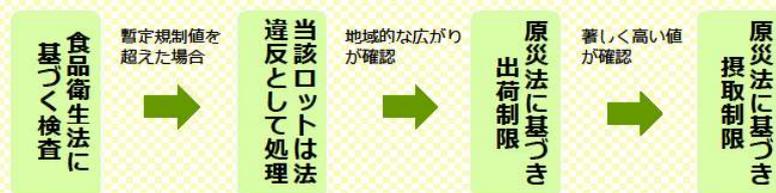
Ministry of Health, Labour and Welfare

4

## ■ 食品中の放射性物質の検査について (3)

### Ⅲ.出荷制限等

- 原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づく指示
- 出荷制限等の設定・解除の考え方を明確化  
(放射性ヨウ素、放射性セシウムの検出状況を踏まえ、順次整理)
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」



## ■ 食品中の放射性物質の検査について (4)

### ■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、複数区域に分割\*。  
※管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

### ■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 複数市町村での1週間ごとの検査結果が、3回連続ですべて暫定規制値以下（放射性ヨウ素）
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下（放射性セシウム）



## ■ 食品中の放射性物質の検査について (5)

### IV. 結果の公表

各自治体等で実施された検査結果について、

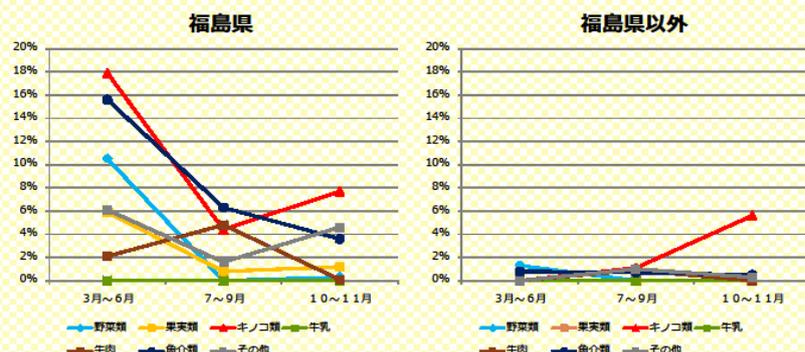
- 厚生労働省で毎日取りまとめホームページで公表
- 地図上にわかりやすく記載
- 放射性物質が検出されなかった場合は、検出下限値を記載
- 各自治体の検査の実施状況をホームページで公表



Ministry of Health, Labour and Welfare

8

## ■ モニタリング検査における放射性セシウム濃度の暫定規制値超過割合



- 事故発生直後に比べ、食品中の放射性セシウム濃度は減少傾向
- キノコ類については本年度の露地物が出回る10～11月に若干増加



Ministry of Health, Labour and Welfare

9

## ■ 文部科学省による航空機モニタリングの測定結果

- 文部科学省がこれまでに測定してきた範囲（11月11日改訂版）及び青森県、石川県、及び福井県内の地表面におけるセシウム134、137の沈着量の合計（平成23年11月25日公表 文部科学省ホームページより抜粋）



Ministry of Health, Labour and Welfare

12

## 平成23年度の検査計画

ア検査実施時期：平成24年1月から3月

イ検査対象：

- ① 神戸市中央卸売市場（本場、東部市場）において、厚生労働省が定めた「地方自治体における検査計画」に示された17都県産の農産物、水産物を中心に、毎週1回、4検体程度の抜き取り検査を行う。この4検体のうち1検体は、学校給食で使用する予定の食材とする。（実施主体：保健福祉局）
- ② 学校給食について、児童が食べる毎日の給食1食分（調理済みのもの。パンや牛乳等を含むすべて）を、1週間分まとめて1検体とし、毎週検査する。（実施主体：教育委員会）

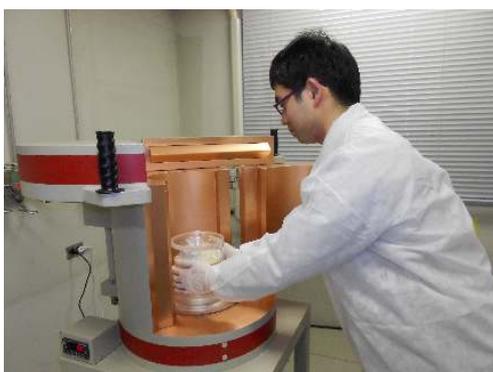
※上記①②以外に、神戸市中央卸売市場を経由しない学校給食・保育所食材等について必要に応じて臨時検査を実施する。

実施時期	①中央卸売市場 (保健福祉局実施分)	②学校給食 (教育委員会実施分)	計
1月	16	3(13日分)	19
2月	16	4(20日分)	20
3月	16	3(16日分)	19
計	48	10(49日分)	58

**ウ 検査結果**

検査結果については随時神戸市ホームページに検査結果を公表する。

## 放射性物質の検査機器



# 神戸市における放射性物質検査結果

## 検査結果

NO.	検体採取日	結果判明日	品目	産地	検査結果(単位: Bq/kg)		
					ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
				都道府県 ・市町村			
21	2月13日	2月14日	リンゴ	青森県	検出せず (<0.77)	検出せず (<1.2)	検出せず (<1.1)
22	2月13日	2月14日	チンゲンサイ	静岡県	検出せず (<0.98)	検出せず (<1.3)	検出せず (<1.3)
23	2月13日	2月14日	ゴボウ	茨城県	検出せず (<0.98)	検出せず (<1.3)	検出せず (<1.1)
24	2月14日	2月15日	ツバス	千葉県 房総沖	検出せず (<0.75)	2.9	4.0

<検査結果の見方>

「検出せず」とは検出限界値未満のことです。( )内の数字が検出限界値(検出できる最小の値)で、個々の検体によって変わります。

# 学校給食の検査結果

## 2. 提供食(調理済給食1週間分)の検査結果

### (1)検査結果

提供期間	日数	検査日	測定結果(Bq/kg)		
			ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
2月6日～2月10日	5日分	2月14日	検出せず (<0.70)	検出せず (<0.65)	検出せず (<0.64)
1月31日～2月3日※	4日分	2月7日	検出せず (<0.70)	検出せず (<0.70)	検出せず (<0.65)
1月23日～1月27日	5日分	1月31日	検出せず (<0.85)	検出せず (<0.83)	検出せず (<0.68)
1月16日～1月20日	5日分	1月24日	検出せず (<0.73)	検出せず (<0.75)	検出せず (<0.54)
1月11日～1月13日	3日分	1月17日	検出せず (<0.62)	検出せず (<0.96)	検出せず (<0.81)

※1月30日の給食は、対象学校の行事のため実施していません。

「検出せず」とは検出限界値未満のことです。( )内の数値が検出限界値(検出できる最小の値)で、個々の検体によって変わります。